平成２４年（フ）第３７号
京都府与謝郡与謝野町字四辻1045番地
債務者　加畑　幸子
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第２４９号
兵庫県明石市桜町６番26号　桜町ハイツ501号
債務者　中西　幸生
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２６９号
神戸市西区池上２丁目５番地の５　メゾン池上１―103号
債務者　河内　良三
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２７１号
神戸市西区曙町1070番地　のぞみの家、前住所岡山市南区福富西２丁目11番１号
債務者　大河原敏行
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第６８号
兵庫県揖保郡太子町蓮常寺60番地１　シャトルＳＫ―Ａ棟102号室
債務者　高橋小百合
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２４年（フ）第８８号
福岡県行橋市大字延永831番地３
債務者　鍋山　瑞穂
1　決定年月日時　平成24年12月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第１７０７号
埼玉県加須市水深2178番地23
債務者　伊藤　清子
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７５０号
埼玉県鴻巣市八幡田849番地、旧住所さいたま市西区三橋６丁目1853番地４
債務者　猪瀬　勝博
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７５２号
さいたま市大宮区上小町799番地10　萬荘Ａ棟202号、旧住所埼玉県川口市大字芝7042番地の５
債務者　斎藤　光江
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２４２号
富山市城川原３丁目３番46―202号　信開グラビス城川原、前住所富山市新川原町２番15号
債務者　増子　　泉
1　決定年月日時　平成24年12月17日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２５０号
富山市春日16番地１
債務者　岩渕　真司
1　決定年月日時　平成24年12月17日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２５３号
富山市水橋中町593番地、前住所富山市長江４丁目２番28―105号　メゾン・ささき
債務者　常谷　留美
1　決定年月日時　平成24年12月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２５４号
富山市寺町441番地39
債務者　吉田　英生
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２５５号
富山市田畑998番地19
債務者　松田　一也
1　決定年月日時　平成24年12月17日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２５７号
富山市下大久保371番地
債務者　俣本　洋子
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２６５号
富山県滑川市北野518番地１　ペルペティアＣ棟204
債務者　新田　朝織
1　決定年月日時　平成24年12月17日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２６６号
富山県滑川市北野518番地１　ペルペティアＣ棟204
債務者　新田由香里
1　決定年月日時　平成24年12月17日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
富山地方裁判所民事部